

名桜大学授業時間割編成基準

(平成6年2月20日制定)

(趣旨)

第1条 この基準は名桜大学の学授業時間割の編成に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業時間割編成の方針)

第2条 授業時間割は、教育課程に基づき、学生の需要を勘案し、学生が最も履修しやすいように編成する。

(授業科目の担当)

第2条の2 教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任の教授又は上級准教授、主要授業科目以外の授業科目については、可能な限り専任の教授、上級准教授、准教授又は助教に担当させるものとする。

2 演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、可能な限り助手等に補助させるものとする。

(授業時間割)

第3条 授業時間割は、年度又は学期単位で編成することとする。

(授業時間割の編成)

第4条 全学共通科目、教職に関する科目及び日本語の授業時間割は、全学教務委員会が編成する。

2 国際学群配当科目及び人間健康学部配当科目については、国際学群及び人間健康学部の教務委員会が編成する。

(授業時間割編成の調整)

第5条 全学教務委員会が必要と認めたときは、授業時間割の編成について、国際学群及び人間健康学部の教務委員会と調整し、決定することができる。

(補則)

第6条 この基準に定めるもののほか、授業時間割の編成に関し必要な事項は、全学教務委員長が別に定める。

(雑則)

第7条 この基準の改廃は、全学教務委員会の議を経て、全学教務委員長が定める。

附 則

この基準は、平成6年2月20日から施行する。

附 則

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年5月27日から施行する。

附 則（令和2年3月25日）

この基準は、令和2年4月1日から施行する。